

# 小選挙区制度の導入と地方政治

——代議士と市長の関係を中心に——

鶴谷将彦

はじめに

I. 先行研究の検討

1. 市長に関する先行研究について
2. 小選挙区導入による市長に対する影響について

II. 本稿における仮説

1. 衆議院の中選挙区制度と小選挙区制度における代議士の選挙戦略の違い

2. 本稿の理論的立場

3. 市長選挙に関する代議士と市長の行動

III. 市長選挙のデータ分析

1. 市長選挙の分類と作業方法
2. データ分析の結果

おわりに

## はじめに

新選挙制度（小選挙区比例代表並立制）が導入されて、約10年が経過し、新選挙制度の効果に関して一定の評価がされてきている<sup>1)</sup>。この制度は、中選挙区制度下で指摘されていた政権交代が困難であること、個人中心の選挙になりがちであること等の弊害を政党本位の選挙へ向かうために導入された選挙制度であるといわれている。一方で、近年の地方政治における首長選挙および市長に関する研究においては、1990年代以降、与野党相乗りの首長や政党推薦を求めない、いわゆる「無党派」市区長が登場したことを根拠とした、政党の弱体化を主張する指摘が多くなされてきている<sup>2)</sup>。そのため、地方政治に対する小選挙区制度を中心とした新選挙制度の影響についてはあまり議論されてこなかった。この背景には、地方政治に政党はそぐわないという考え方や政党の支援を持たない、もしくは政党支援を嫌う地方政治家が存在しているなどの分析が存在していたからである（河村2003）。55年体制下では、「系列化」（升味1968）という言葉が示すように代議士と地方政治家（首長や地方議員）の関係は密接であった。こうした「系列化」という密接な関係にあった代議士と地方政治家の関係が、新選挙制度（特に小選挙区制度）の導入によって何らかの影響を受けていないとは考えにくい。選挙制度改革により、国政で自民党と民主党が国会の議席の多数を占めるような二大政党が生ずるならば地方政治において「脱政党化」といわれるような現象があるというのは考えにくく、小

選挙区によって何らかの影響が生じていると見るのが自然であろう。

選挙制度改革の影響を最も受けるのは、選挙区域が接近し同じく定員1を争う市区長選挙であることが考えられる。地方政治の研究においては、特に市区長（以下では市長と表す）は党派間の対立関係が弱まっているという牛山らの指摘が存在している（牛山2006a）。しかしながら昨今は、「相乗り」とは違う状況も観察される。論理的には、小選挙区制度と同じ形をしている地方における市長選挙が代議士の選挙とは関わりなく、党派間対立を薄めているという説明は納得しにくい。

そこで本稿では、衆議院選挙の小選挙区を争う代議士の選挙戦略が、中選挙区の時代とは異なり、選挙区内の過半の票を取りにいくものであるから、小選挙区に内包されかつ人口規模の大きい市長選挙については特に介入し、結果として市長選挙の構図に小選挙区の代議士対決構造が影響しているのではないかという事を示す。

本稿の構成は、以下の通りである。第1章では、まず市長と代議士の関係についてどのような議論がなされてきたかを、先行研究を分類した上で明らかにする。そしてどの先行研究も代議士と市長の関係について十分な説明とはなっておらず、小選挙区導入による制度変更が代議士と市長の関係の変化やそれぞれの行動の変化を論じきれていないことを確認する。第2章では、代議士と市長の再選戦略を中心に、小選挙区で争う代議士が、選挙制度の違いを認識し、それに基づいた選挙戦略をたてる

はずであること、そしてその選挙戦略は、代議士の市長選挙介入を促し、市長も結果的にその影響を受けることとなり、代議士対決型の構造が人口規模の大きい市区の市長選挙に反映することを示す。第3章では、前章の仮説がデータにより支持されていることを明らかにする。1998年1月～2007年10月までの全国の市長選挙において、代議士の代理戦争と見なされる代議士対決が影響している市長選挙を抽出し、その特徴が、前章の仮説を支持することを明らかにする。

## I. 先行研究の検討

本章では、まず市長と代議士の関係についてどのような議論がなされてきたかを先行研究に分類した上で明らかにする。

これまで市長に関する研究が、どのような分析方法を用い何をどのように明らかにしてきたかを説明する。次に、小選挙区制度導入後の代議士と市長に関する研究が何を示してきたのかについて明らかにする。最後に、小選挙区導入後の代議士の市長選挙に対する選挙戦略について説明している研究を紹介する。

以上の議論を整理した上で、どの先行研究も代議士と市長の関係に対して十分な説明とはなっておらず、基本的には小選挙区導入による制度変更によって代議士と市長の関係が変化し、互いの行動にも変化が生じているにもかかわらず、その点を見落としている、もしくは不十分にしか見ていないことを確認する。

### 1. 市長に関する先行研究について

市長に関する研究についていえば、全国を網羅した形で市長に関する基本情報を整理・検討する作業を十分に行われてきたとはいえない状況であった(石上・河村1999)。そのため市長に関する基本情報を整理・検討する議論が多く行われ、その方向性は主に二つに整理される。

第一に、市長の属性に関する議論である。この分野は、どのような人物が市長選挙に出馬し、市長になりやすいのかということ明らかにするため、候補者の経歴から市長の実態をアグリゲートなデータを用いて分析している(石上・河村1999 秋山2004 田村2003)。

第二に、市長がどのような政党に推薦・支持されて当選しているかに関する議論である。この議論は、現職市長と政党との関係に着目するものだが、これはその後の

市長研究の分析方法として多くの論者が根拠として採用している。その中でも、石上・河村は、80年代以降の市長を対象として保守と革新という対立軸を中心とした政党推薦に着目し、政党支援パターンを6つに分類している(石上・河村1999)。ここでは、大都市では自民+革新の市長が多く、政党化度の低い小都市では「支援政党なし」の市長が多いなど、市長に関する政党支持の違いを指摘し、支持政党なしの市長の増加を観測している。この分析は、確かに、市長の支持や経歴などの背景を中心にまとめられており、新聞記事等に書かれている政党組織支持をそのまま鵜呑みにすればそのように解釈することは出来る。しかし、市長選挙がどのような相手と争いどのようなアクターや制度に影響を受けやすいのかという市長選挙の構図に関し分析をしなければ本当のところはわからないのではないかと思われるが、これは十分になされていない。この問題は、新聞記事に政党推薦や支援があるかどうかという判断基準を採用している点にある。その論拠として引用している研究データは、地方自治総合研究所が時系列的にまとめ毎年発行している『全国首長名簿』である。地方自治における市長研究は、このデータを基準にして、1970年代の革新自治体の形成と崩壊や1980年代の「相乗り」の形成、または1990年代の「相乗り」の崩壊や無党派首長の登場および「相乗り」に対する批判が高まったとした議論などを行ってきた。このデータをまとめ、市長選挙に対して政党はどのような関係を市長と築いてきたかを明らかにした代表的論者は、この『全国首長名簿』において毎年の市長選挙の動向を解説している牛山である<sup>3)</sup>。

牛山は、地方自治総合研究所が毎年発行している『全国首長名簿』において、現職市長に政党の推薦や支持がどの様に行なわれたかに関して取りまとめたデータをそのまま分析対象とし、以下の3点の指摘を行っている(牛山2006a; 牛山2006b; 牛山2006c)。まず、自民党単独推薦「単独政党」型の首長の減少である。それに伴い「相乗り」政党の増加を挙げている。そしてそのことが最終的に、「非政党」市長の増加についても述べている。その要因として牛山は第1に、国政において従来、対立してきた政党間で、自民党を中軸とする連立政権が次々と形成されてきたため、旧社民党、公明党などに、自民党と「相乗り」することへの抵抗感がなくなってきたこと、保守系議員を多数抱える民主党が地方では自民党と連合することに違和感がないことなどを挙げている。

る。そして、政党単独推薦・支持候補は減少することとなると述べている。第2に、政党の「相乗り」は有権者からの選択肢を奪い、政策選択の幅を狭めたため、「結果のわかった」選挙を嫌う有権者の無党派志向が強まったことがある。そのため、自治体首長候補が、広範な支持が得られる市民派を掲げ、政党の推薦を受けずに当選を果たす例が増えてくることとなる。有権者のみならず、候補者の側にも政党の推薦・支持を受けることを避ける傾向がある。政党の「相乗り」指向は、結果的に政党の役割を低下させてきていると述べている（牛山2006b）。

この牛山の分析は、毎年とりまとめられている『全国首長名簿』における政党の推薦・支持の記述をそのまま受け入れるのならば支持できなくなる。しかし、候補者に対する政党の推薦や支持がない市長選挙であっても、政党の代表者である代議士が水面下で支援する事例<sup>4)</sup>や、政党の推薦を行った市長候補を応援せずに違う市長候補者を応援する事例<sup>5)</sup>が現実として存在している。つまり『全国首長名簿』の政党の支持・推薦のみを用いる分類方法は、新たな市長選挙の動向に対応できていない部分が生じているといえる。対応できない背景には、地方政治において1960年代から70年代にかけて発生した革新自治体を分析対象に取りあげてきた研究を出発点に、政党と市長の関係に重点をおいてきたということがあると考えられる。それが結果として、1994年の小選挙区制度導入により、中選挙区制度下とは違い、政党の地方組織の代表を政党支部長という形で担うことになった代議士が、ある程度地方における政党の決定や行動、特に市長選挙などに影響を与えているという現状をおさえていない<sup>6)</sup>。つまり、このような劇的なアクターの役割変化は、政党推薦・支持のみで見てきた政党と市長の関係を見直す必要があることを表わしている。すなわち、政党の地方組織を代表している代議士の行動を市長との関係や市長選挙においてつぶさに検討しなければならないことを示しているのである。

## 2. 小選挙区導入による市長に対する影響について

前節の分析枠組を用いた研究が一般的な市長選挙の研究であるが、一方で本稿が指摘する代議士の行動に着目して市長および市長選挙について分析している研究も存在する。たとえば品田は、中選挙区時代の代議士と市長選挙の関係の指摘から、中選挙区の当該市域に影響力を持つ国政レベルの政治家（代議士）が複数いることが

あったため「代理戦争」と呼ばれる代議士系列同士の市長選挙があったことを紹介している（品田1997）。品田の説明によると、中選挙区下においても保守系同士の系列争う二つの事例から、代議士の代理戦争という形式で、市長選挙が行なわれていたという研究もある（勝田1984 守屋ほか1984）。しかし、こうした研究では、時代状況や代議士の置かれている立場の説明に終始しており、選挙制度上の説明はなされていない。

その後、小選挙区制度を意識した代議士による市長選挙への介入事例を紹介したものとして注目されるのは、樺嶋の山形市長選挙を扱ったものである。これは、衆議院の小選挙区を意識した代理戦争が行なわれたという事例を扱っている（樺嶋1995）。この事例は、本稿の論題に関係するものであり、代議士が市長選挙を小選挙区での勝利のために重視していたという知見を示すものではないが、出来事の紹介に力点を置いており、議員行動や選挙制度の影響について体系的に説明しようとしたものではない。

一方、市長は代議士をどのように支援しているのかを検討し、小選挙区制度下の代議士選挙に関し、首長の行動の一端を示す議論がある。江藤は、山梨県における1996年10月総選挙（新選挙制度導入1回目）の事例を紹介している（江藤1998）。その中で、自民党公認候補の強い山梨2区（大月市など）・山梨3区（韮崎市など）においては、市町村長は自民党代議士の支持組織を作り自民党公認候補を支援したことを記す一方で、自民・新進・民主の3候補が混戦だった山梨1区（甲府市など）では、市町村長は支援の度合いに関して3候補と等距離を保っていたとする。つまり江藤は結論として、流動化する要素があれば、首長の支援は多様化するが、小選挙区候補者の強弱が明確であれば、支援は強力な方に流れると説明している。江藤の指摘は、総選挙時の首長の行動を紹介した事例であり、市長をはじめとする首長が小選挙区を争う代議士とは無関係ではないということを補強している議論であるといえる。1996年総選挙の茨城2区を紹介した山田の事例も同様の研究であると位置付け得る<sup>7)</sup>（山田1997）。ただ、「首長選挙においてどのような影響が生じるか」や「代議士と首長はどのような関係が生じているか」などの本稿の主たる関心については論じられてはいない。

同じ1996年総選挙において片岡・山田（片岡・山田1997）は、読売新聞の各支局の選挙記事をまとめる責任

者に対しアンケートを行い、以下のような結果を示している。政党が政党候補者を一本化した結果、首長や地方議員は小選挙区候補者に明確な支持の意思表示を迫られることとなった。特に首長は、一般的に中立な立場をとることが多いが、一方の候補者の当選が確実である場合や、県内で特定の政党が大きな強さを誇っている場合には、勝ち馬の候補に乗る行動が見受けられた。また選挙区の狭域化の影響が大きかった県庁所在地や大都市部においては、小選挙区候補者に対して首長の力が相対的に強まったとの見方が少なくない(片岡・山田1997)。

この片岡・山田の指摘は、アンケート調査結果を基にしている点で興味深い実態を明らかにしている。小選挙区制度下において、首長は代議士に対して明確な意思表示を迫られているという実態である。つまり、小選挙区制度は一定程度地方政治に影響を与えている点を示していると言える。また市長をはじめとした首長が、衆議院選挙の時に現れると同時に代議士の力関係によって行動を変えるなど、代議士との関係を指摘している点で意義深い。だが、それ以上の理論的指摘を行っているわけではない。

また、小選挙区下における市長選挙の構図について、陳は1999年4月の宇都宮市長選挙における民主党推薦の市長候補の選挙キャンペーン・モデルを事例として紹介している(陳2001)。その中で、民主党推薦の市長候補の立候補理由として地方紙の指摘を根拠に、候補者を擁立しなければ、衆院小選挙区栃木1区で自民党と戦えなくなるとの危機感が存在したとしている。また宇都宮市と小選挙区栃木1区の小選挙区規模の重複性を挙げ、次の総選挙を展望した場合、栃木1区に対して市長選挙の業績は民主党にとって貴重な得票指標の一つにもなるのであるとする、政党および国会議員の市長候補擁立の理由を示している。この陳の事例は、重要な要因として小選挙区と市の選挙区規模のから市長選挙に介入したと説明している点で興味深い。しかし、新選挙制度の主要なアクターである代議士の行動についてはあまり指摘しておらず<sup>8)</sup>、政党の存在やその地方組織である政党県連を強調した説明となっている。確かに政党を中心に見るのは、小選挙区制度の趣旨からも妥当であるが、小選挙区栃木1区がこの時点において、民主党代議士の存在していない選挙区であったことも大きく影響したのであろう。

このような実態の報告を超えて、選挙制度改革と市長選挙の関係について踏み込んだ分析もある。すなわち、政

党対決構造が市長選挙に影響を及ぼし、その傾向が小選挙区制度導入後にも見られるようになるといった考え方は、1990年代から存在していたのである。まず辻山は、1990年代の新進党誕生後に相乗り型が多く首長選挙が変化しないことについて次のように述べている(辻山1995)。第1に、国政野党の新進党は、自民・公明・民社を中心とした勢力であり、もともと首長選挙でコアになっていた部分である。特に首長選挙では新進党と自民党が組んでも不思議ではない。第2に、新進党が小選挙区制度による総選挙対策として、首長選挙に明確な争点をあげて旧<公民自>首長に自党候補をぶつけるという方針を取り得なかったことがあげられる。辻山は背景として、新進党の組織未整備や選挙資金温存が考えられると説明している。

加えて村上は、相乗り型首長にも大きく分けて2つの変化が1990年代に起こったと主張している(村上2003)。変化の第一は、「無党派」首長の登場である。その背景としては、官僚出身首長が政党相乗り体制のもとで進めた大規模公共事業への有権者の反発をあげている。また、選挙での政党の動員力の低下をあげ、90年代の無党派層の増大に見られるように多くの政党は、政党支持者でさえひきつける事は出来ないものであり、政党の弱体化が起こっているため無党派首長が登場したと述べている。変化の第二は、より目立たないが、政党間競争の復活が一部で見られている点である。背景として、国レベルの政党システムの変動や小選挙区制の導入を受けて、90年代の一時期はいくつかの県で、自民、新進党の対決型選挙が起こった<sup>9)</sup>。しかしその後、野党第1党民主党は、自民党と相乗りすることが多いと村上は、説明している。つまり村上は、多党相乗り体制の一定の動揺を第1の場合は政党の弱体化によって、第2の場合は政党の自党的な競争戦略によって起こっていると位置づけている。

この辻山と村上の指摘は、小選挙区制や2大政党を意識した選挙戦略を政党が市長選挙において採用する可能性があることを論理的に示している。しかしこの2人の指摘は、政党の個別事情や首長選挙への対応についての説明に終始してしまっている。例えば、辻山は、政党競争が首長選挙でも起こりうることを指摘しているにも関わらず、何故この選挙戦略を採用することが政党にとって都合がいいのかについては説明していない。むしろこの戦略が採用されなかった事情について力点を置いて説明している。村上は、1990年代の政党対決型選挙の現実

をフォローしているが、政党の自覚的競争が、現実には少ないということで一時的なものであると位置づけている。加えて村上は政党の弱体化も述べているため、首長選挙における政党対立については否定的な結論を出すことになってしまった。

この二人の説明が、小選挙区制度導入後、選挙区の重複から現れる首長選挙において、相乗りをするかどうかの重要アクターである野党第一党および代議士の行動に着目しているにもかかわらず、政党を中心とした議論によって今までの市長研究と同じ方向の結論を述べることに終始しているのは、政党の推薦・支持の状況を牛山らの作成した自治総研の『全国首長名簿』における市長の動向に依拠した議論であるため、結果として政党が弱体化しているとしたり、政党が戦略的行動を取れないという議論になったりするものと考えられる。

以上の先行研究の整理から、小選挙区制度導入後の代議士と市長の関係及び市長選挙の研究において、新選挙制度の影響を代議士と市長の関係に注目して議論した事例が少なく、市長選挙の議論と関連した指摘はほとんどないことが明らかとなった。そこで、何らかの形で市長と代議士の間を整理し、特に小選挙区導入後の影響の視点から市長選挙における代議士や市長の選挙戦略を示した上で、代議士が市長選挙に介入する背景やメカニズムを指摘する必要があると考える。

## II. 本稿における仮説

本章では、代議士と市長の再選戦略を中心に、小選挙区で争う代議士が、選挙制度の違いを認識し、それに基づいた選挙戦略を思考しなければならないことを説明する。そしてその選挙戦略は、代議士の市長選挙介入を促し、市長も結果的にその選挙戦略の影響を受けることとなり、代議士対決型構造が人口規模の大きい市区の市長選挙に反映することを示す。

### 1. 衆議院の中選挙区制度と小選挙区制度における代議士の選挙戦略の違い

小選挙区制度（1996年～）は、定数1を争う選挙である。デュヴェルジェの法則（Duverger 1954）によると、小選挙区選挙制度が2大政党制を生む。このことは、小選挙区で争うアクターがリードの「M+1法則」に基づき（リード2006）、実質的に競争するプレーヤー

の数は議席数M+1に収斂することを考慮すれば、最終的に2名に整理されることを意味し<sup>10)</sup>、両者は矛盾しない。代議士は、中選挙区制度と違い各政党1選挙区1代議士となり系列の地方政治家や地方の政党組織もこれに合わせて整理されることとなる。リードの指摘を前提とすると、代議士は小選挙区で勝利するために50%以上の得票を目標に、選挙戦略を展開することになる。それは、「M+1法則」により各選挙区レベルの競争について、この制度で争う小選挙区の代議士にとって当選に必要な得票は、2分の1以上獲得するというように引き上げられるということの意味する。中選挙区制度の下では、例えば5議席区（以下では五人区と現す）では選挙区において6分の1以上の得票を確保すれば当選出来るのである。つまりこの当選最低得票ラインの上昇は、最終的に代議士の選挙戦略の変更をもたらす。また、中選挙区制度の特徴であった代議士の個人後援会の役割は、例えば5人区なら選挙区の6分の1の確保することによって最適な手段であったが、有権者の2分の1以上を確保する後援会組織は、現実的に困難であるといえる。つまり、過半数以上の有権者の支持ということは、実は、個人政治家の能力よりも、政党という看板に依存せざるを得なくなるということである（曾根2005）。しかし、代議士の個人後援会の役割は、小選挙区制度に変化しても存在していると考えるのが現在のところでは通説である（朴2000）<sup>11)</sup>。当然、このことはライバル候補の位置付けも変化させる。例えば自民党では中選挙区制度下のライバル候補は、同じ自民党内の派閥の異なる代議士であったが、小選挙区制度では、党外の代議士つまり野党の代議士に変化することとなる。野党の場合は、中選挙区時代とは違い、野党第一党<sup>12)</sup>は過半数以上得票を目指す候補者を立てて自民党と政権を争うこととなった。そこでの野党代議士は、小選挙区の当選を目指して、結果的に中選挙区時代より少ない候補者に絞られ<sup>13)</sup>、ライバル候補として小選挙区の自民党代議士を意識した支持組織の形成や様々な選挙戦略を展開することを迫られるのである。

### 2. 本稿の理論的立場

議員の目標には、再選、昇進、政策の三つが考えられる。合理的選択アプローチを用いた議員研究においては、再選目標が他の二つの目標に優先するものとされる。当然、政治アクターである代議士や市長においても再選目

標が他の目標に優先する(建林2004)。そうであるなら、議員(政治家)行動は、選挙制度を意識した行動を取らざるを得ない。このように本稿では、合理的選択制度アプローチに基づいた行動を前提として説明する。合理的選択制度論とは、目的合理的なアクター(行為者)を措定したうえで、アクターの行動を促し、あるいは制約するゲームのルールとして制度をとらえ、そのうえで制度がアクターの行動、あるいは行動の集積としての政治的帰結を及ぼす影響すなわち制度と結果との因果関係を明らかにしようとする理論的立場である(建林2004)。

### 3. 市長選挙に関する代議士と市長の行動

1994年の小選挙区制度の導入に伴って、代議士は小選挙区内の政党支部長であることが実質的に明確となった。そのことは、代議士自身の小選挙区に収まる地方選挙の対応に一定の決定権が存在することを意味する。地方選挙(市区町村長選挙や地方議会議員選挙)の中で、知事選挙や市区町村選挙のような首長選挙は、定数1の選挙で、小選挙区の選挙区域が狭くなったことも考慮すると、代議士にとって日常活動よりもコストを掛けずに参入できる。また一般的に日本の地方政治で最も影響力のあるアクターは首長である。首長は地方自治体を代表する存在であり、また首長に与えられた予算提出権や人事権といった権限は、首長の望んでいる政策の実現を可能にしている。(大森・佐藤1986;小林1998;曾我・待鳥2001;河村2003;村上2006)仮に首長選挙において代議士の支援した候補が当選すれば、代議士にとってその市区町村に対する政治的影響力が増し、結果として小選挙区選挙の得票につながるものが容易に想像できる。従って、小選挙区で争う代議士は首長選挙に何らかの介入をするのが当然であるといえるのである。

では、どの種類の首長選挙に小選挙区で争う代議士は介入するのであろうか。まず、小選挙区を複数抱える都道府県知事選挙や政令指定都市などの市<sup>14)</sup>における市長選挙については、党本部や政党の都道府県連が一般的に決定を行なうので、ある小選挙区の一代理士の選挙戦略がこれらの選挙で採用されるとは考えにくい。他方、人口規模の少ない町村や市の首長選挙は、小選挙区の当選を第一義的に考える代議士の介入する必要性が少ないと考えられる。

なぜなら、小選挙区は国勢調査に基づいて、出来るだけ自治体を分割しないように人口規模によって一定規模

に区割りが行われており、中心的人口をもつ自治体(一部では行政区)が各選挙区に存在する。その大票田である人口規模の大きい市の首長選挙こそが、代議士が重視するものであろう。彼らから支援をもらえず、彼らが小選挙区で争うライバル候補を支援することになると、当選可能性を低くしてしまい、小選挙区の代議士にとっては不都合であるからだ。したがって、人口規模の小さな町村は、代議士にとっての優先性の低いといえるのである。加えて人口規模の小さな町村代議士の行動や政党の意向よりも地域の事情を優先する傾向があるため、選挙制度の改変とそれに伴う選挙戦略の変更を見るのが難しい。

そして、この人口規模が大きい市の市長選挙において、代議士は市長に対して政治的影響力をもつことを最大限にするため、その代議士は小選挙区で競うライバルの代議士の市長に対する政治的影響力を排除しようとする。そのため、小選挙区で争う代議士同士が同一候補を支援する今まで取られてきた「相乗り」戦略を避け、結果的に代議士の独自候補の擁立を伴う市長選挙になると考えられる。

しかし、この議論に対しては次の疑問が生じる。それは、市長候補の側はこの代議士の選挙戦略に抵抗なく同意するのであろうかということである。確かに市長は、再選可能性を第一義に考え、それを高める行動をとる。そのため当該市の出来るだけ多い政治勢力の支援を得て当選することを目指すのが合理的であると考えられる。この市長候補の行動は、革新自治体が衰退して以降も共産党以外の政党や保守系代議士の協力を受ける「相乗り」を生む原因のひとつであったと考えられる。従って市長候補の支援要請に小選挙区の代議士も引きずられるという見方が出来る。そのために合理的再選戦略の市長候補は、当該小選挙区に存在する代議士の支持支援をもらうということがきわめて重要になる。この行動は、市長候補にとって比較的低いコストで選挙基盤を整えることが出来ると同時に代議士は当該市において、選挙基盤である後援会組織を強化しやすい存在であり、最大の政治勢力を形成するからである。しかし、小選挙区の代議士が、小選挙区の再選(当選)戦略を考えると代議士対決構造を望むのであるから、それに引きずられる形で市長候補は一定の党派的選択を行なわなければならないことになる。従って市長候補は有力な代議士の支援を得るために、衆議院選挙の時などで一定の支持などの態度表明を行う

のである。その結果、有力ではないと市長に判断された主に野党第一党の代議士は、対立候補を立てる選択を取らざるを得ない。なぜなら市長を中心とした首長は中央集権化した財政構造の関係で結果として有力な組織や支持団体を持っている与党代議士<sup>15)</sup>に支援するといわれ、市長の持つその政治的影響力も大きいとされる(Scheiner2006)。よって野党代議士<sup>16)</sup>の多くはそれを阻止するために、市長候補を擁立し、小選挙区の対決型が反映した市長選挙が小選挙区に収まりかつ人口規模の大きい市区において生じやすいと考えられるのである。

### Ⅲ. 市長選挙のデータ分析

第3章では、市長選挙の分類方法とデータ分析の作業を説明し、その後データ分析を行う。分類方法を新たに提示する目的は、第1章の先行研究の検討でも説明したように、先行研究の依拠するデータが新聞等に掲載された公式の形式的発表をそのまま使うものであるために、市長選挙の対決構造や実態に即したものとなっていたため新たな分類を行う必要が生じるからである。市長選挙の分類としては、小選挙区の代議士が市長選挙へ行う関与を考慮し、下記の4つのタイプに分類することが出来る。

#### 1. 市長選挙の分類と作業方法

この節ではまず、市長選挙の対決構造に着目し、4つのカテゴリーに分類する。ここで分類するのは4つのカテゴリーである「無投票型」「相乗り型」「代議士対決型」「その他型」という分類を試みに行っているが、注目すべきなのはここでの分類がすべて代議士との関係において生じていることで、その意味では、従来のものとは異なっている。特に「相乗り」の説明は、今までの市長研究で使われてきた政党の「相乗り」と違い、小選挙区で争う代議士が同じ市長候補を支援することを指すということとしている。

この4つのカテゴリーの定義は以下の通りである。まず「無投票型」とは、2名以上立候補する競争選挙が起らなかった無投票の市長選挙である。次に「相乗り型」とは、2名以上立候補者が存在し、以下の2つ条件のどちらか一方を満たした市長選挙である。第1に、小選挙区で競う代議士同士や小選挙区に共存する代議士同士が市長選挙において一人の市長候補を推薦・支援している

場合を指す。第2に、政党推薦や支持において自民党と民主党のような地域で有力な政党<sup>17)</sup>（都道府県や地域によっては社民党や自由党も含む。）が一人の市長候補を支援している場合である。「代議士対決型」とは、2名以上立候補者が存在する競争選挙が実施され、以下の2つ条件のどちらか一方を満たした市長選挙をいう。小選挙区で競う代議士同士や小選挙区に共存する代議士同士が小選挙区の構図そのままに市長選挙において別の候補者を支援する場合もしくは、代議士が小選挙区に存在しないような地域において、自民党と民主党のような地域で有力な政党の政党推薦や支持が別の市長候補を支援する場合である。「その他型」とは上記3つに該当しない市長選挙をいう。この「その他型」は分類として極めて多数となる、なぜなら、当該市長選挙に不戦敗として明確に支持を打ち出さなかった小選挙区代議士や政党がある場合はすべてこの分類に当てはめられるからである。

次に、小選挙区は人口規模によって区割りが行われていることに着目し、代議士対決型の市長選挙を実施した市区の規模と小選挙区に含まれる市区の規模を比較するため、以下の1～4の作業手順を行い表1～4を作成した。その方法は第一に、代議士対決型市長選挙の行われた市区の抽出作業である。選出に用いる基準は、まず小選挙区を争う代議士が存在し、別々の市長選挙の候補者を支援しているかどうかである。これについては主に市長候補の出陣式へ該当市の小選挙区代議士が出席したかどうかを主要新聞（朝日・毎日・読売）の地方版を参考に代議士の支援や支持として考慮し、各年代別に選出された。また、代議士の動きが新聞記事から確認できない場合は、代議士個人のウェブページや主要政党<sup>18)</sup>都道府県連のウェブページを参考に選定を行なった。

第二に小選挙区に含まれている市区の選別基準は、2002年に2000年の国勢調査に基づいて行われた小選挙区割り変更や2002年以降に全国的規模で行われた「平成の大合併」といわれる市町村合併を考慮しながら、計算できないものや小選挙区を複数抱える市区をその都度選別し、計算をおこなった。代議士対決型市長選挙が行われた市区が小選挙区内でどれぐらいの規模なのかを人口規模によって測定するため<sup>19)</sup>下記の計算式の例のように、市区の規模%を求める。

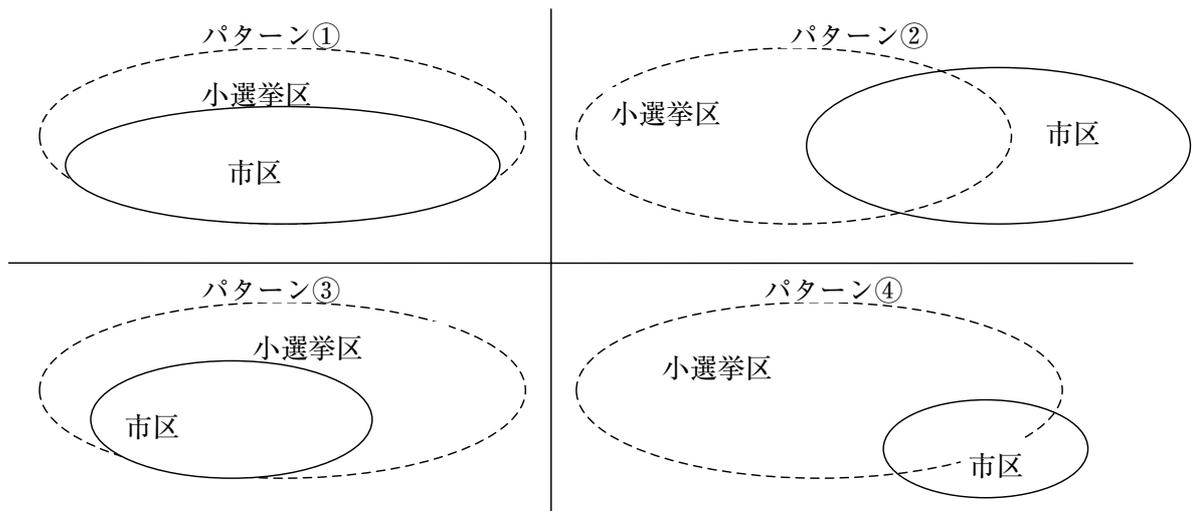


図1 「代議士対決型」市長選挙のパターン

例 小選挙区における 市区の規模 (%)  

$$= \frac{2005年9月総選挙時亀岡市の有権者数}{2005年9月総選挙時京都4区の有権者数} \times 100$$

第三に、2000年6月、2005年9月の衆議院選挙における市区の小選挙区における市区の規模%を出し、平均値を求める。この平均をそれぞれの基準とする。衆議院選挙のデータを使用する基準は、1998年～2001年までは2000年6月衆議院選挙のデータを採用し、2002年～2006年は、2005年9月の衆議院選挙データを採用することとした。小選挙区の市区については、上の図1のように、市区が小選挙区に含まれているのかと市区の人口規模の大小という関係を用いて以下のように整理・分類出来る。それはまた同時に、「代議士対決型」市長選挙も同様に分類することが出来る。この分類に基づいて「パターン①」～「パターン④」の市区及び市長選挙については次のように説明し、主な市長選挙を紹介している。

まず図1において「パターン①」は、小選挙区に含まれ人口規模が大きい市長選挙である。例は、小選挙区千葉3区における2003年6月の千葉県市原市長選挙である。この市長選挙では小選挙区を争う候補者が代理戦争といわれる市長候補者を擁立するものであった。「パターン②」は、小選挙区に含まれず人口規模が大きい市長選挙である。例は、小選挙区千葉1区などを含む2005年6月の千葉市長選挙である。これは、野党第1党である民主党本部の意向もあり、結果として代議士対決型および「国政与党」対「国政野党」という構図が現れた。「パターン③」は、小選挙区に含まれ人口規模の小さい市長選挙である。例は、京都4区における2006年2月

の京都府南丹市長選挙である。「パターン④」は、小選挙区に含まれず人口規模が小さい市長選挙である。小選挙区の区割り策定時の1994年と2001年時には想定しなかったのであるが、いわゆる平成の市町村合併に伴って小選挙区を複数抱えた市が該当する。

最後に、小選挙区に含まれる市の数を数え出し、代議士対決を行ったかどうかと小選挙区に市区が含まれるが市の規模が平均の市より上か下かを明らかにし、割合を求め、表5を作成した。

## 2. データ分析の結果

まず表1・表2、図2は、市長選挙<sup>20)</sup>がどのような対決構造によって行われてきたかを1998年1月から2007年10月までの市長選挙について示したものである。ここで「代議士対決型」は8%から19%を推移している。2005年前後では、15%前後を推移し、微増傾向にある。もうひとつここで指摘しておきたいのは、「相乗り型」の現象である。相乗りに類似している「無投票型」も含めて<sup>21)</sup>、1998年には約50%あったものが、2005年前後には約30%台に下がっていることから、「相乗り型」の市長選挙に少なからず変化が生じているといえる。

次に、表3・表4については、小選挙区に含まれ人口規模の大きい市が人口規模の小さい市より「代議士対決型」の市長選挙数が多いことを示している。しかし、2005年前後のいわゆる「平成の大合併」が盛んに行われた時期に、小規模の自治体において「代議士対決型」市長選挙が全国各地で見られた。原因としては、2003年11月に野党第一党の民主党が総選挙で177議席という、「55年体制」後の野党としては最大の議席を獲得し、

表1 市区長選挙の分類と数

	代議士対決型	相乗り型	無投票型	その他型	合計
1998年	16	48	38	77	179
1999年	45	79	46	73	243
2000年	12	34	38	55	139
2001年	19	34	27	69	149
2002年	15	41	39	86	181
2003年	32	49	34	130	245
2004年	20	37	53	79	189
2005年	43	39	57	138	277
2006年	38	25	47	101	211
2007年	29	33	30	94	186
合計	269	419	409	902	1999

単位は市の数 筆者作成

表2 市区長選挙の分類と割合

	代議士対決型	相乗り型	無投票型	その他型
1998年	8.9	26.8	21.2	43.0
1999年	18.5	32.5	18.9	30.0
2000年	8.6	24.5	27.3	39.6
2001年	12.8	22.8	18.1	46.3
2002年	8.3	22.7	21.5	47.5
2003年	13.1	20.0	13.9	53.1
2004年	10.6	19.6	28.0	41.8
2005年	15.5	14.1	20.6	49.8
2006年	18.0	11.8	22.3	47.9
2007年	15.6	17.7	16.1	50.5
合計	13.5	21.0	20.5	45.1

単位はパーセント

この表1表2は主要な新聞（朝日・毎日・読売）の地方版を参照し筆者が作成した。

HPの参照は2006年10月兵庫県川西市長選を市村浩一郎代議士（民主党）HP (<http://www.javjav.com/>)（2007年10月末日確認）

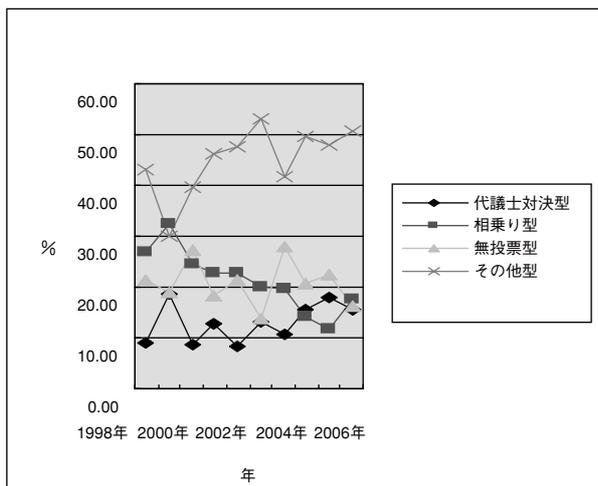


図2 市区長選挙の分類割合

全国的に見ても自民党に対抗する野党第一党の地位を得て、全国組織が充実し、次期総選挙にむけて地域で活動する代議士が増えたためと考えられる。

最後に、本稿の仮説を端的に証明するために示した表5についてである。表5は、小選挙区に市区が含まれ平均より大きい規模の市区か小さい規模の市区かに分けて時系列的に分析したものである。まず、表5(1)～(5)に共通していえることは、代議士対決型を行った市区長

表3 代議士対決型市区長選挙の年代別分類(1998年～2007年)

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④	判別不能	合計
1998年	4	1	11	0	0	16
1999年	20	5	20	0	0	45
2000年	9	0	3	0	0	12
2001年	11	2	6	0	0	19
2002年	7	2	3	0	3	15
2003年	14	4	10	0	4	32
2004年	9	0	10	0	1	20
2005年	16	3	20	4	0	43
2006年	13	3	21	1	0	38
2007年	16	6	7	0	0	29
合計	119	26	111	5	8	269

単位は市の数 筆者作成

表4 代議士対決型市区長選挙数の年代別分類割合(1998年～2007年)

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④	判別不能
1998年	25.0	6.3	68.8	0.0	0.0
1999年	44.4	11.1	44.4	0.0	0.0
2000年	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0
2001年	57.9	10.5	31.6	0.0	0.0
2002年	46.7	13.3	20.0	0.0	20.0
2003年	43.8	12.5	31.3	0.0	12.5
2004年	45.0	0.0	50.0	0.0	5.0
2005年	37.2	7.0	46.5	9.3	0.0
2006年	34.2	7.9	55.3	2.6	0.0
2007年	55.2	20.7	24.1	0.0	0.0
合計	44.2	9.7	41.3	1.9	3.0

単位はパーセント

選挙は小選挙区に含まれ人口規模の大きい市区（これ以降「規模が大きい市」と表す）で約20%を示していることが明らかになった。この割合は、小選挙区に市区が含まれ人口規模の小さな市区（以降「規模が小さい市」と表す）の平均約9～10%よりは倍近く存在することがデータから示された。つまり、代議士対決型の市長選挙が行われるとしたら、「規模の大きい市」の方が現実的に優位なことを示している。このことから、本稿の仮説を一定程度支持するデータである。

さらに、表5の(1)と(2)および(1)と(2)と(4)を比べると、時間(年)が経過するにつれてここでいう「規模の大きな市」の約25%が代議士対決型

と呼ばれる市長選挙を生じている。また、年々「規模の大きい市」における市長選挙において代議士対決型は増加傾向であることがデータから示されているが、上昇が顕著ではない。そのことには理由が考えられる。まず、市長選挙は任期の4年に1回であるため、単年度分析は適しておらず、年数を4年で1回にまとめて比較することで、日本全国の市が必ず1回市長選挙を経験することとなる。本稿でいうと96年に小選挙区が導入されて、辞職や市町村合併などの諸事情を除けば、最低3回程度は行われているものと考えられる。つまり、変化は一挙に表出するものではない。従って緩やかな増加であることも本稿の仮説を支持したものと考えられる。

以上の事は仮説の証明が、1998年～2007年10月まである部分では支持されたものであると考える。つまり小選挙区に含まれる人口規模の大きい自治体で、政党が異なる代議士対決構造が影響した市長選挙が行われている。つまり、政党間競争が地方政治のこの場面で見られるのである。

表5 代議士対決型市長選挙と区割りの関係

(1) 1998年1月～2001年12月 (4年間) \* 2000年基準

		代議士対決型市長選挙		合計
		行った	行わない	
小選挙区に 市区が 含まれ	平均より 大きい規模	44 21.26%	163 78.74%	207 100.0%
	平均より 小さい規模	40 8.42%	435 91.58%	475 100.0%
合計		84	598	682

(2) 2002年1月～2005年12月 (4年間) \* 2005年基準

		代議士対決型市長選挙		合計
		行った	行わない	
小選挙区に 市区が 含まれ	平均より 大きい規模	46 21.70%	166 78.30%	212 100.0%
	平均より 小さい規模	43 8.24%	479 91.76%	522 100.0%
合計		89	645	734

(3) 2006年1月～2007年10月 (1年10ヶ月) \* 2005年基準

		代議士対決型市長選挙		合計
		行った	行わない	
小選挙区に 市区が 含まれ	平均より 大きい規模	29 25.89%	83 74.11%	112 100.0%
	平均より 小さい規模	28 11.81%	209 88.19%	237 100.0%
合計		57	292	349

(4) 2002年1月～2007年10月 (5年10ヶ月) \* 2005年基準

		代議士対決型市長選挙		合計
		行った	行わない	
小選挙区に 市区が 含まれ	平均より 大きい規模	75 23.15%	249 76.85%	324 100.0%
	平均より 小さい規模	71 9.35%	688 90.65%	759 100.0%
合計		146	937	1083

(5) 1998年1月～2007年10月

		代議士対決型市長選挙		合計
		行った	行わない	
小選挙区に 市区が 含まれ	平均より 大きい規模	119 22.41%	412 77.59%	531 100.0%
	平均より 小さい規模	111 9.00%	1123 91.00%	1234 100.0%
合計		230	1535	1765

\*表の見方：上段が市区市長選挙の数。下段が割合(%)  
小選挙区の市区の平均規模は  
2000年衆院選および2005年衆院選を基に筆者が作成

おわりに

本稿から以下の事柄が明らかになったと考えられる。それは、政党の力が弱まっているという多くの地方政治に関する指摘は、政党の推薦・支持を中心に見た表面的動向であり、水面下の小選挙区単位の地方政治においては、小選挙区の代議士対決構造を中心とした政党色に分かれた代議士と市長の関係が存在しているということである。特に代議士に影響されやすいのは小選挙区に含まれ人口規模の大きい市区の市区長選挙であり、その傾向は、データ分析においても年々増加している点で見取れる。結果として「代議士対決型」と呼ばれる小選挙区の対決構造が市長選挙の現場に持ち込まれていることを一定示したと考える。

しかしなお、新たな課題は残る。まず1つは、表1のように「代議士対決型」の割合が実施された市長選挙全体からすれば小さいことがあげられる。つまり、依然として「代議士対決型」が、市長選挙の大勢になっていないということである。

また、代議士が明瞭に市長選挙に介入していても無所属で政党の推薦を受けない市長選挙候補については、今回の本稿での市長選挙の基準により、党派間の動向および代議士の行動を優先することで一部明らかになった

が、小選挙区の一方向の代議士は市長選挙に積極的に介入するがもう一方は自主投票などの不戦敗を選ぶなどの様々なケースがあり、研究当初から分類を困難にさせた。今後この部分に関しては、主要な大手新聞だけではなく地域に独自の情報網を持っている地方紙および政党県連の資料などによる更なるケースの分析および実態に分け入った研究が必要であると考え。

また割合は少ないとはいえ、人口規模の小さい市長選挙においても対決型が生じていることもどのようなメカニズムで起こっているのかを明らかにすることも新たな課題となった。その答えとして考えられるのは、鹿毛の指摘である（鹿毛1997）。鹿毛は惜敗率の仕組みの下では、小選挙区で落選しても比例区部分で当選するには、小選挙区でも最大限の票を獲得することが必要となるため、候補者は、選挙区で熾烈な集票競争を繰り広げられることを指摘している（鹿毛1997）。このように、小選挙区比例代表並立制度を利用した選挙戦略ということも想定できる点で注目深い事実であると考え、今後の検討課題としたい。

注

- 1) 曾根は、選挙制度変更によって、衆議院選挙が政権選択の選挙であることを、改めて人々に認識させたことや選挙区レベルでの金の掛かり方は減ったということなどを指摘している（曾根2005）。
- 2) 河村など、地方政治に関する多くの議論がこの点を指摘している（河村2003）。
- 3) この部分は、辻山も1970年代の革新自治体に関する研究から始まっている（辻山・牛山2007）。
- 4) 2003年9月茨城県牛久市長選挙や2005年4月の新潟県糸魚川市長選挙
- 5) 2003年4月の兵庫県姫路市長選挙
- 6) 『川崎市政の研究』（打越・内海2006）において、2001年川崎市長選挙を紹介している中でも、代議士が重要なアクターとして政党県連の意向と違う行動を行っていると同時に、政党所属の地方政治家をまとめている実態を示している。
- 7) 山田は、1996年衆議院選挙において小選挙区茨城2区を紹介している中で以下のような指摘をおこなっている。小選挙区茨城2区のすべての首長は、中央での陳情活動において自民党公認候補である額賀福志郎代議士の協力を必要とするがゆえに、額賀の当選に協力したと紹介している。しかしこの協力は票にむすびづくものとしては必ずではないと述べており、首長の集票力について疑問を呈示している（山田1997）。
- 8) 篠瀬進が1996年の衆議院選挙において、小選挙区栃木1区で、自民党系無所属候補の船田元と争っていることや民主党

栃木県連代表であったということについてを紹介している。

- 9) 代表例は1995三重県知事選挙
- 10) 1996年から4回行なわれた衆議院選挙において日本共産党は、2005年を除き全選挙区に候補者を立てている。
- 11) 個人後援会が小選挙区制度において永続的かどうかについては、議論の余地がある。後援会については大嶽（1996）や朴（2000）が取り上げ、中選挙区時代より強化されていると指摘している。しかし建林（2004）は、朴の指摘を例に挙げ次のように反論している。朴が参与観察した平沢勝栄は、ここで展開する本書の予想に対する一つの半鐘になっているように見える。平沢は中選挙区の生き残り組みではなかった。つまり並立制の初選挙である1996年選挙でデビューした新規参入候補であったにもかかわらず（東京17区）、個人後援会を組織し、旧制度型の選挙を展開したからである（朴2000）。ここからは、制度の学習過程が容易なものではないことが理解できる。確実な当選を最優先する議員は割合で、非効率であっても可能な方策はすべて尽くそうとすると考えられるからである。平沢が新人として現職議員＝山口那津男（公明党-新進党）に挑戦する側であったことは重要で、平沢は選挙のコストを考慮しない平沢のような戦略は、決して一般的なものとはいえないだろう。多くの新人議員は、旧来の個人後援会型選挙運動を行わず、より効率的な選挙運動を行なおうとしたものと思われる。しかし、筆者はこの議論に否定的である。なぜなら、現在のところ代議士は個人後援会を作ることが新規参入候補や二世議員候補であるかどうかにかかわらず最優先に行われていることを様々な事例から確認できたからである。従って、代議士の後援会組織は今後も存続していくものと考えているのでこの表現を使った。
- 12) 1996年総選挙では新進党、2000年以降の衆議院選挙は民主党である。
- 13) 実際に2005年衆議院選挙では、日本共産党が党の資金難などの理由から小選挙区における候補者擁立を見送ったため、自民党と野党第1党である民主党の公認候補が争う小選挙区がいくつか見られた。
- 14) 高知県高知市や千葉県市川市など小選挙区の区割りにおける都道府県の事情や地理的要素によって複数小選挙区を抱える市区が存在する。
- 15) 小選挙区制度導入後の場合、自民党や公明党の代議士を指す。
- 16) 小選挙区制度導入後の場合野党第一党である新進党や民主党の代議士や政党の選挙区支部長を指す。
- 17) 1996年や2000年の衆議院選挙結果を考慮し、都道府県や地域によっては、民主党ではなく沖縄県における社民党や岩手県における自由党のように自民党と対抗政党になっていない地域もあるため毎年2回発行される『國會議員要覧』国政情報センター発行を考慮した。
- 18) 自民党及び民主党を中心に共産党を除く主要政党の動向を参考にした。

- 19) 小選挙区は人口規模によって区制りが構成されていることを考慮した。
- 20) 東京都23区の特別区長選挙も含む。
- 21) 無投票型には、「相乗り型」で無投票なども多く含んでいるからである。

参考文献

秋山和宏 「市・区長選挙分析——1990年代・時系列的視点から」『政経研究41(1)』日本大学法学会2004

浅野正彦 『叢書 21COE - CCC 多文化世界における市民意識の動態 市民社会における制度改革 選挙制度と候補者リクルート』慶應義塾大学出版会2006

石上泰州・河村和徳「八〇年代以降における市長の経歴と党派性」『北陸法学』北陸大学法学会1999

牛山久仁彦「地方選挙の概要 - 2005年版の解説 -」『全国首長名簿 2005年版』(財) 地方自治総合研究所 2006a

牛山久仁彦「自治体首長選挙と二元代表制」今村都南雄『現代日本の地方自治』敬文堂2006b

牛山久仁彦「自治体選挙の動向と課題」自治体学会編『自治体における代表制 年報自治体学研究第19号』第一法規2006c

打越綾子・内海麻利『自治総研叢書19 川崎市制の研究』敬文堂 2006

江藤俊昭「『自民王国』の誕生とその揺らぎ - 新選挙制度下の山梨県の総選挙」『自治総研1998年4月号』地方自治総合研究所 1998

大嶽秀夫編 『政界再編の研究』有斐閣 1997

大森彌・佐藤誠三郎『日本の地方政府』東京大学出版会 1986

鹿毛利枝子「制度認識と政党システム再編」大嶽秀夫編『政界再編の研究』有斐閣 1997

片岡正昭・山田真裕「読売選挙班へのアンケート調査分析」大嶽秀夫編『政界再編の研究』有斐閣 1997

勝田晴美 「多党化と革新自治体」守屋孝彦他『地域社会と政治文化 - 市民自治をめぐる自治体と住民』有信堂高文社 1984

樺嶋秀吉『地方政治が危ない!! 地域住民よ、密室政治を葬り去れ』サンダーケイ出版局 1995

川人貞史 『選挙制度と政党システム』木鐸社 2004

河村和徳 「第10章 地方政治」平野浩・河野勝編『アクセス日本政治』日本経済評論社 2003

国政情報センター 『國會議員要覧』

小林良彰『地方自治の実証分析 - 日米韓3カ国の実証分析』慶應大学出版会 1998

(財) 地図情報センター編 『地図で見る平成の市町村合併総集編』国際地学協会2006

ジェラルド・L・カーティス著 山岡清二訳『代議士の誕生 新版日本式選挙運動の研究』サイマル出版会 1969

市町村自治研究会『新旧見開き対照 平成の市町村合併早わかりMAP』ぎょうせい2005

品田裕 「市長選挙の生存分析 (一)」『神戸法学雑誌』1997

新藤宗幸・阿部齊 『概説 日本の地方自治 第2版』東京大学出版会 2006

ステイーブン・R・リード 『比較政治学』ミネルヴァ書房 2006

曾我謙吾・待鳥聡史「革新自治体の終焉と政策変化 - 都道府県レベルにおける首長要因と議会要因」『年報行政研究36 日本の行政学 - 過去、現在、未来』日本行政学会編

曾根泰教 「衆議院選挙制度改革の評価」『選挙研究NO20』日本選挙学会編 木鐸社 2005

建林正彦 「合理的選択制度論と日本政治研究」『法学論叢』137巻3号

建林正彦 『議員行動の政治経済学：自民党支配の制度分析』有斐閣 2004

田村秀 『市長の履歴書 誰が市長に選ばれるのか』ぎょうせい 2003

辻山幸宣 「政界再編と首長選挙」『都市問題 第86巻第7号』1995

辻山幸宣 今井照 牛山久仁彦『自治総研ボックス② 自治体選挙の30年 『全国首長名簿』のデータを読む』公人社 2007

陳淑玲 「民主党宇都宮市長選挙候補の選挙キャンペーン」日本選挙学会編『選挙研究NO16』北樹出版 2001

朴喆熙 『代議士のつくられ方 - 小選挙区の選挙戦略 -』文藝春秋 2000

升味準之輔 「II 現代日本の政治体制」猪木正道 神川信彦編『講座 日本の将来2 現代日本の政治 - 分析と展望 -』潮出版社 1968

待鳥聡史 「第7章 経済学的新制度論」河野勝・岩崎正洋編『アクセス比較政治学』日本経済評論社 2002

宮川隆義 『小選挙区比例代表並立制の魔術』政治広報センター 1996

村上弘 『日本の地方自治と都市政策 ドイツ・スイスとの比較』法律文化社 2003

村上祐介「第3章 首長と議会」村松岐夫編『テキストブック 地方自治』東洋経済新報社2006

守屋孝彦 「保守安定と「保革」連合市政」守屋孝彦他『地域社会と政治文化 - 市民自治をめぐる自治体と住民』有信堂高文社 1984

山田真裕「農村型選挙区における政界再編および選挙制度改革の影響」大嶽秀夫編『政界再編の研究』有斐閣 1997

Duverger, Maurice.1954 "Political Parties: Their Organization and Activity in the Modern States".New York: Wiley.

Ethan Scheiner.2006 "Democracy without competition in Japan: opposition failure in a one-party dominant state". Cambridge University Press.